

証券コード 6258
平成27年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区戸越三丁目9番20号
平 田 機 工 株 式 会 社
代表取締役社長 平 田 雄 一 郎

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

平成27年6月24日（水曜日）午前10時
熊本県熊本市中央区水道町14-1
メルパルク熊本 3階 根子岳の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案
第5号議案

剰余金処分の件
定款一部変更の件
取締役10名選任の件
監査役3名選任の件
当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hirata.co.jp/ir/library/category/kabunusi>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 〇株主総会提供書面ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済情勢は、米国におきましては、金融政策における量的緩和策の終了など、金融緩和政策からの転換が進められ、先行き不透明感が残る状況で推移しておりますが、雇用・所得環境の改善により個人消費主導の底堅い成長が持続しております。欧州におきましても、依然として債務問題は残るものの、ユーロ安を背景とする輸出の拡大など、欧米先進国を中心として緩やかな景気の回復が続いております。また、新興国におきましては、個人消費は堅調であります。過剰な生産設備を抱える製造業や住宅販売の不振による不動産投資が鈍化する中国など、新興国の成長率は緩やかに減速しております。一方、国内経済におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が和らぎはじめ、円安や原油安に加え、政府の経済・金融政策などにより、輸出の持ち直しや在庫調整の進捗など景気は緩やかな回復基調が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、企業業績の改善を背景として、企業の設備投資は増加傾向となっておりますが、依然として新規投資に対しては慎重な姿勢を堅持するなど厳しい状況で推移する中、今年度は、中期経営計画「PLUS ONE 61」（平成24年度～平成26年度）の最終年度として、事業拡大が期待できる市場や分野へ注力してまいりました。特に、国内・海外のグループ各社との連携による営業活動を強化し、受注量の拡大やコスト競争力に対応するための現地調達、現地生産比率を高めるなど市場の変化に柔軟に対応しながら、グローバル生産供給体制の強化を図ってまいりました。また、国内生産への取組みとしまして、事業環境および負荷状況に応じ、内部リソースを最大限に活用することで生産効率および内製化率の向上を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は521億45百万円（前期比10.6%増）となり、営業利益は21億23百万円（前期比23.2%増）、経常利益は19億62百万円（前期比18.3%増）、当期純利益は9億46百万円（前期比12.6%増）となりました。

事業部門別の営業概況は以下のとおりであります。

イ. 自動車関連生産設備事業

自動車関連生産設備事業におきましては、北米市場および中国市場における自動車の需要拡大や欧州市場におきましても回復基調の中、主力となる北米市場向けのパワートレイン関連設備や国内部品メーカー向け設備など、受注状況につきましては、着実に積み増しておりますが、売上高につきましては、売上時期の谷間にありました結果、売上高は157億13百万円（前期比20.4%減）となりました。

ロ. 半導体関連生産設備事業

半導体関連生産設備事業におきましては、半導体市況の先行き不透明感
は払拭できない状況ではありますが、スマートフォン・タブレット端末などのモバイル関連機器が市場を牽引する中で、シリコンウェーハ搬送設備案件におきまして受注、売上とも概ね予定どおりに推移したことに加え、製造受託案件につきましても予定どおり売上げました結果、売上高は164億2百万円（前期比30.7%増）となりました。

ハ. 家電関連およびその他生産設備事業

家電関連およびその他生産設備事業におきましては、国内での安定的な買換え需要や新興国での経済成長を背景とした家電普及率の拡大など需要増が見込まれる中、白物家電を中心とした案件の堅調な受注に支えられました結果、売上高は129億16百万円（前期比54.8%増）となりました。

事業区別	売上高	受注高
自動車関連生産設備事業	15,713,375千円	19,373,374千円
半導体関連生産設備事業	16,402,316	15,889,651
家電関連およびその他生産設備事業	12,916,290	17,925,595
その他	7,113,424	6,590,613
合計	52,145,406	59,779,236

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は7億90百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成、導入した主要設備

熊本工場	大型工作機械	1億61百万円
	建物・機械装置	1億24百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

国内工場	ERP(統合基幹業務システム)	57百万円
------	-----------------	-------

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の業績（連結）の推移

区 分	第 61 期 (平成23年度)	第 62 期 (平成24年度)	第 63 期 (平成25年度)	第 64 期 (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	47,622	38,146	47,129	52,145
当 期 純 利 益 (百万円)	489	284	840	946
1株当たり当期純利益 (円)	46.59	27.12	80.86	91.19
総 資 産 (百万円)	54,528	53,632	58,352	61,798
純 資 産 (百万円)	17,668	18,392	19,194	21,864
1株当たり純資産額 (円)	1,665.54	1,733.59	1,835.21	2,074.31

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金および 資本剰余金	議決権比率	主要な事業内容
タイハイテクノス株式会社	62百万円	100%	電気部品の販売 自動省力機械の製造 不動産の販売・賃貸
株式会社トリニティ	703百万円	65.9%	コンピュータシステムの販売 アウトソーシングサービス の受託
ヒラタフィールドエンジニアリング株式会社	10百万円	100%	当社製品のメンテナンス、 部品の販売
株式会社 K O Y A	50百万円	100%	有機EL関連の受託研究・ 開発および有機ELパネル 製造・販売
平田机工自動化設備(上海)有限公司 <中国>	10,000千米ドル	100%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
平田機械設備销售(上海)有限公司 <中国>	675千米ドル	100%	当社および他社製品の調 達・貿易業務
台湾平田機工股份有限公司<台湾>	41百万ニュ アイランド	100%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
HIRATA FA Engineering (S)Pte. Ltd.<Singapore>	5,500千シンガ ポールドル	100%	当社製品の販売
HIRATA FA Engineering (M)Sdn. Bhd.<Malaysia>	3,200千リンギット	100% (100%)	自動省力機械の製造
PT. HIRATA Engineering Indonesia<Indonesia>	500千米ドル	100% (100%)	自動省力機械の製造
HIRATA Engineering (THAILAND)Co.,Ltd.<Thailand>	2百万タイ バツ	49% (49%)	当社製品の販売
HIRATA Corporation of America <U.S.A>	1,620千米ドル	100%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
HIRATA Engineering S.A.de C.V. <Mexico>	50千メキシ コペソ	100% (100%)	当社製品の組立および関 連サービス
HIRATA Engineering Europe GmbH<Germany>	875千ユーロ	94.3%	自動省力機械の製造 当社製品の販売

(注) 1.議決権比率の欄の（ ）内の数字は、間接所有割合であります。

2.HIRATA Engineering Europe GmbHについては、議決権比率が94.3%に増加しております。

(4) 対処すべき課題

近年の傾向として当社の主力事業である、自動車・半導体・家電生産設備の仕向地は、大半が海外となっており、国内市場においては大型設備投資が見込めない状況となっております。このような環境において、対処すべき課題として、以下の施策を重点的に実行してまいります。

①グローバル化への取組み

- ・ 中国内陸部への工場地帯の移動に伴い、現在の事業体制を見直し、事業規模を拡大します。
- ・ 東南アジア地域の市場拡大に応じて事業規模を拡大します。具体的には、インドネシアに開設した新子会社により営業を拡大し、現地の生産設備の需要を取込みます。また、タイの子会社を、タイにおける製造拠点と位置付けて生産を拡大します。
- ・ 昨年度に移転した、アメリカ・ミシガン州の新工場における生産体制を確立します。

②国内市場の新規開拓・新規事業への取組み

- ・ 国内市場においては、中期経営計画の取組みの一環として、機能ユニット商品の販売をおこないます。豊富な生産設備における経験を活かして、電動ストッパー等の機能ユニットを商品化し、販売します。
- ・ 日本国内において成長が見込まれる事業領域において、従来 of 技術を活かした商品開発をおこないます。
- ・ 営業部門を再編し、主要顧客が立地する関東・関西での営業活動を強化します。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、自動車関連生産設備事業、半導体関連生産設備事業、家電関連およびその他生産設備事業を柱に、自動省力機器の製造ならびに販売を主たる業務としており、その内容は以下のとおりであります。

事業内容	主要製品
自動車関連生産設備事業	主に国内および北米の自動車・同部品メーカー向けに、エンジン、トランスミッション、その他車載用電子部品などの各種自動車部品の自動組立ラインを中心とした生産システムの製造および販売をおこなっております。
半導体関連生産設備事業	半導体製造工程のシリコンウェーハ搬送設備の製造および販売をおこなっております。 主な製品は、シリコンウェーハを各種処理装置に取込むロードポート、ウェーハ搬送ロボットおよびそれらを統合したEFEM (Equipment Front End Module) などであります。 また、液晶パネルを中心としたFPD (Flat Panel Display) の生産設備の製造および販売をおこなっており、ガラス基板に対応した自動搬送システムとレジスト塗布装置等を手がけております。
家電関連およびその他生産設備事業	掃除機、冷蔵庫などの家電製品の生産設備、ストッカー、搬送装置などの物流関連機器およびタイヤ関連生産設備などの製造ならびに販売をおこなっております。

(6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

当社	本社：東京都品川区 本部：熊本県熊本市 工場：熊本県熊本市 熊本県菊池市 栃木県宇都宮市、滋賀県野洲市
タイハイテクノス株式会社	本社・工場：熊本県熊本市
株式会社トリニティ	本社：東京都千代田区、支店：熊本県熊本市 営業所：大阪府大阪市、福岡県福岡市
ヒラタフィールドエンジニアリング株式会社	本社：熊本県熊本市
株式会社K O Y A	本社・工場：熊本県合志市
平田机工自動化設備(上海)有限公司	本社・工場：中国
平田機械設備销售(上海)有限公司	本社：中国
台湾平田機工股份有限公司	本社・工場：台湾
HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd.	本社：シンガポール
HIRATA FA Engineering(M) Sdn. Bhd.	本社・工場：マレーシア
PT.Hirata Engineering Indonesia	本社・工場：インドネシア
HIRATA Engineering(THAILAND)Co.,Ltd.	本社：タイ
HIRATA Corporation of America	本社・工場：米国
HIRATA Engineering S.A.de C.V.	本社：メキシコ
HIRATA Engineering Europe GmbH	本社・工場：ドイツ 支店：英国

(7) **使用人の状況** (平成27年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,633 (337) 名	27名増 (10名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員および嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
987(274) 名	8名減(18名増)	42.4歳	20.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員および嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社肥後銀行	9,737,900千円
株式会社三井住友銀行	2,501,831
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,225,006
株式会社鹿児島銀行	1,600,000
株式会社福岡銀行	1,578,000
株式会社熊本銀行	800,000
日本生命保険相互会社	655,000
三井住友信託銀行株式会社	627,421

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|-----------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 37,000,000株 |
| ②発行済株式総数 | 10,756,090株 |
| ③株主数 | 2,371名 |
| ④大株主の状況 | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
平田機工社員持株会	815,210	7.76
平田雄一郎	583,000	5.55
S M C 株式会社	500,000	4.76
株式会社肥後銀行	456,000	4.34
平田宏之	435,772	4.15
平田満	361,429	3.44
平田正治郎	326,300	3.11
平田滋夫	286,844	2.73
平田得好	283,462	2.70
日本梱包運輸倉庫株式会社	272,400	2.59

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が249,596株あります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 田 雄 一 郎	
代表取締役副社長執行役員	橘 勝 義	
取締役執行役員	田 中 敏 治	事業本部長
取締役執行役員	安 高 純 一 郎	管理本部長
取締役執行役員	藤 原 五 男	事業本部 装置事業部長
取締役執行役員	平 賀 靖 英	新事業開発担当 兼 開発本部担当
取締役執行役員	本 郷 仁 基	事業本部 営業部長
取締役執行役員	黒 田 健 治	調達本部長 兼 品質管理担当
取締役執行役員	市 原 雄 一	事業本部 熊本事業部長
取 締 役	坂 本 広 徳	
取 締 役	雀 部 博 之	
常 勤 監 査 役	小 川 克 眞	
監 査 役	村 田 邦 夫	
監 査 役	山 田 昭	
監 査 役	鳥 巢 宣 明	

- (注) 1. 取締役雀部博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村田邦夫氏、監査役山田昭氏および監査役鳥巢宣明氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役雀部博之氏ならびに監査役村田邦夫氏、監査役山田昭氏および監査役鳥巢宣明氏におきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役小川克眞氏、監査役村田邦夫氏、監査役山田昭氏および監査役鳥巢宣明氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小川克眞氏は、当社の取引銀行である株式会社肥後銀行に昭和50年4月から平成19年3月まで在籍し、通算32年にわたり理事監査部長等、同行の業務に従事しておりました。
 - ・監査役村田邦夫氏は、新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）に昭和42年4月から平成13年6月まで在籍し、その間、常務取締役等を歴任し、同社の関係会社在籍期間も含め、通算38年にわたり株式公開引受業務、公開審査業務等の業務に従事しておりました。

- ・監査役山田昭氏は、企業法務、国際的取引関係等を取扱う弁護士であります。
- ・監査役鳥巢宣明氏は、公認会計士であり、監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）にて国内外の会計監査に30年以上従事し、企業会計・監査に関する専門的な知見および豊富な経験を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりです。

該当事項はありません。

②取締役および監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	233,108千円 (7,250千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	31,800千円 (17,100千円)
合 計	15名	264,908千円

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 雀部博之	10回	100.0%	—	—
監査役 村田邦夫	13	100.0	15回	100.0%
監査役 山田 昭	13	100.0	15	100.0
監査役 鳥巢 宣明	13	100.0	15	100.0

(注) 雀部取締役は平成26年6月26日開催の第63回定時株主総会にて選任されたため、同日以降に開催された取締役会の出席率を記載しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

各社外役員は、各自の経験、知識、専門性等に基づき、議案審議に必要な発言を適宜おこなっております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任 あずさ監査法人
②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd. ほか6社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社グループの業務を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社グループにおける取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおいて、国内外の関係法令、社会規範等に沿った公正性・透明性のある企業活動を行うため、コンプライアンス憲章に定める「行動規範」の遵守を徹底する。
- (2) 取締役および執行役員は、経営者にふさわしい倫理観の下、「行動規範」の率先垂範および当社グループ全体への浸透に努め、コンプライアンス推進に必須となる健全な企業風土を形成維持する。
- (3) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス施策の検討、同施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス違反に対する分析・是正・再発防止策を策定する。
- (4) 内部監査部は、各執行組織やグループ各社に対する監査を実施し、内部統制状況の評価、改善施策の提言をおこなう。
- (5) 財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおいて財務報告に関する内部統制や業務プロセスを整備し、適正な運用と評価をおこなう。
- (6) 反社会的勢力・団体に対し毅然とした行動をとり一切の関係を遮断するため、有効な施策を適宜実施する。

②当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および執行組織部門長の一部を執行役員に任命し、経営会議メンバーとして重要事項の審議に参画させるとともに、各執行組織における迅速かつ的確な業務執行を推進する。
- (2) 取締役会は、3事業年度からなる当社グループの中期事業計画および毎事業年度の重点目標および予算を策定し、その執行状況を監督する。
- (3) 業務執行と意思決定における権限を明確にするとともに、One Hirataの観点から各執行組織やグループ各社間における適切な役割分担と連携を確保する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、決裁記録等、取締役の職務の執行に関する情報について、法令および関連規程等に従い、必要な関係者による閲覧が可能となるよう、適切に保存・管理する。
- (2) 機密情報等の情報資産を適切に保護・管理するため、当社グループ横断で情報セキュリティ体制を構築する。

④当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動に重大な影響を与える多様なリスクに対処するため、各種の管理規程やマニュアルを整備し、当社グループ横断でリスク管理体制を構築する。
- (2) 各執行組織およびグループ各社に対する内部監査部によるリスク管理状況の監査、ヘルプライン等の内部通報制度の活用により、重大リスクの早期発見と早期対応を図る。

⑤当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程等に基づき、当社グループ各社の役員が財務状況や重要な事項について当社への適切な報告をおこなう他、定期的な会議開催等により当社グループ内の情報共有とコミュニケーションを促進する。

⑥監査役の職務を補助すべき従業員、その独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助を行うための従業員（以下「監査役補助者」という。）を任命し、当該監査役補助者は、他の執行組織の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

⑦監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループ各社の役員や従業員は、法令または定款への重大な違反や当社グループに重大な影響を与えるおそれのある事実を知った場合には、直接またはグループ各社の監査役を通じて、直ちに当社の監査役への報告をおこなう。

(2) 当社は、当社またはグループ各社の監査役に報告をおこなった当社グループ各社の役員や従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知する。

⑧監査役職務の執行について生じる費用の支払に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に前払い等の請求をしたときは、担当部署で審査の上、速やかに当該費用を負担する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

なお、当社は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しました。本対応策は、平成27年6月24日開催の当社第64回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、買収防衛策導入の決定機関および新株予約権無償割当てに関する定款変更を経て、第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」として本総会における株主の皆様の承認を条件に導入されるものです。本対応策が本総会において株主の皆様の承認をいただいた場合、その有効期間は本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本対応策の詳細につきましては、株主総会参考書類の「第2号議案」および「第5号議案」、または当社ホームページ(<http://www.hirata.co.jp/news/index/year:2015/category:keiei>)をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	42,033,918	流動負債	28,351,613
現金及び預金	9,389,121	支払手形及び買掛金	11,353,954
受取手形及び売掛金	24,713,158	短期借入金	7,448,831
たな卸資産	5,094,127	1年内返済予定の長期借入金	3,844,106
繰延税金資産	1,850,124	未払金	577,868
その他	1,056,050	未払費用	2,110,583
貸倒引当金	△68,663	未払法人税等	322,830
固定資産	19,764,837	前受金	1,330,784
有形固定資産	15,705,599	賞与引当金	15,007
建物及び構築物	4,216,987	役員賞与引当金	104,028
機械装置及び運搬具	1,187,690	製品保証引当金	165,199
工具、器具及び備品	510,840	工事損失引当金	89,719
土地	9,736,893	その他の	988,700
建設仮勘定	53,187	固定負債	11,582,173
無形固定資産	432,190	長期借入金	8,432,221
ソフトウェア	371,860	役員退職慰労引当金	37,087
のれん	17,777	資産除去債務	104,565
その他	42,552	繰延税金負債	196,336
投資その他の資産	3,627,047	再評価に係る繰延税金負債	2,236,962
投資有価証券	2,728,649	その他の	575,001
破産更生債権等	38,520	負債合計	39,933,787
退職給付に係る資産	464,994	純資産の部	
繰延税金資産	6,316	株主資本	16,015,930
その他	585,434	資本金	2,633,962
貸倒引当金	△196,866	資本剰余金	2,322,634
資産合計	61,798,755	利益剰余金	11,352,927
		自己株	△293,594
		その他の包括利益累計額	5,579,126
		その他有価証券評価差額金	933,142
		繰延ヘッジ損益	△276,840
		土地再評価差額金	4,203,188
		為替換算調整勘定	865,036
		退職給付に係る調整累計額	△145,400
		少数株主持分	269,911
		純資産合計	21,864,968
		負債及び純資産合計	61,798,755

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		52,145,406
売上原価		43,763,304
売上総利益		8,382,102
販売費及び一般管理費		6,259,049
営業利益		2,123,053
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,602	
保険配当金	23,222	
原材料等売却益	22,564	
持分法による投資利益	3,393	
その他	56,793	154,576
営業外費用		
支払利息	164,377	
為替差損	116,008	
その他	35,217	315,603
経常利益		1,962,026
特別利益		
固定資産売却益	6,408	
投資有価証券売却益	23	6,431
特別損失		
固定資産除却損	4,912	
固定資産売却損	5,505	
減損損	23,023	33,440
税金等調整前当期純利益		1,935,017
法人税、住民税及び事業税	527,733	
法人税等調整額	407,102	934,836
少数株主損益調整前当期純利益		1,000,181
少数株主利益		53,393
当期純利益		946,787

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日 期首残高	2,633,962	2,322,634	10,052,832	△327,548	14,681,881
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	478,122	—	478,122
遷及処理後当連結会計年度期首残高	2,633,962	2,322,634	10,530,955	△327,548	15,160,004
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△131,331	—	△131,331
当 期 純 利 益	—	—	946,787	—	946,787
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△30	△30
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	33,983	33,983
土地再評価差額金の取崩	—	—	6,516	—	6,516
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	821,972	33,953	855,926
平成27年3月31日 期末残高	2,633,962	2,322,634	11,352,927	△293,594	16,015,930

	その他の包括利益累計額							少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 整 理 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成26年4月1日 期首残高	477,220	△13,331	3,978,054	347,143	△483,845	4,305,240	207,457	19,194,579	
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	478,122	
遷及処理後当連結会計年度期首残高	477,220	△13,331	3,978,054	347,143	△483,845	4,305,240	207,457	19,672,702	
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	△131,331	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	946,787	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△30	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	—	33,983	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	6,516	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	455,921	△263,509	225,133	517,893	338,445	1,273,885	62,454	1,336,340	
連結会計年度中の変動額合計	455,921	△263,509	225,133	517,893	338,445	1,273,885	62,454	2,192,266	
平成27年3月31日 期末残高	933,142	△276,840	4,203,188	865,036	△145,400	5,579,126	269,911	21,864,968	

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	33,925,436	流動負債	24,414,356
現金及び預金	5,638,656	支払手形	1,075,486
受取手形	885,389	電子記録債権	4,737,382
電子記録債権	3,197,519	買掛金	3,290,803
売掛金	18,547,605	短期借入金	6,900,000
仕掛品	2,743,739	1年内返済予定の長期借入金	3,804,506
原材料及び貯蔵品	198,000	未払金	486,201
前渡金	441,176	未払費用	1,552,993
繰延税金資産	1,614,702	未払法人税等	75,566
未収消費税等	618,954	前受り金	1,506,332
その他の貸倒引当金	105,691	預り金	84,997
	△66,000	役員賞与引当金	84,960
固定資産	19,953,787	製品保証引当金	130,000
有形固定資産	12,718,500	工事損失引当金	89,719
建物	2,495,572	その他の負債	595,407
構築物	145,955	長期借入金	8,327,921
機械及び装置	619,724	資産除去債務	104,565
車両運搬具	13,767	繰延税金負債	257,990
工具、器具及び備品	334,340	再評価に係る繰延税金負債	2,236,962
土地	9,061,324	その他の負債	516,425
建設仮勘定	47,815		
無形固定資産	308,684	負債合計	35,858,222
借地権	25,781	純資産の部	
ソフトウェア	272,009	株主資本	13,164,525
その他の無形資産	10,893	資本金	2,633,962
投資その他の資産	6,926,601	資本剰余金	2,322,634
投資有価証券	2,690,231	資本準備金	2,219,962
関係会社株式	2,339,697	その他の資本剰余金	102,672
関係会社出資金	1,463,484	利益剰余金	8,501,522
破産更生債権等	34,636	利益準備金	246,000
前払年金費用	415,108	その他の利益剰余金	8,255,522
その他の貸倒引当金	236,417	別途積立金	5,500,000
投資損失引当金	△192,974	繰越利益剰余金	2,755,522
	△60,000	自己株式	△293,594
資産合計	53,879,224	評価・換算差額等	4,856,476
		その他有価証券評価差額金	930,129
		繰延ヘッジ損益	△276,840
		土地再評価差額金	4,203,188
		純資産合計	18,021,002
		負債及び純資産合計	53,879,224

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,197,809
売 上 原 価		34,297,339
売 上 総 利 益		3,900,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,035,514
営 業 利 益		864,955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	168,470	
保 険 配 当 金	23,222	
そ の 他	77,486	269,178
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	150,254	
為 替 差 損	24,241	
そ の 他	30,530	205,026
経 常 利 益		929,107
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,829	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	44,000	
そ の 他	23	45,853
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,470	
固 定 資 産 売 却 損	5,447	
減 損 損 失	23,023	32,941
税 引 前 当 期 純 利 益		942,019
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	70,274	
法 人 税 等 調 整 額	407,297	477,571
当 期 純 利 益		464,448

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成26年4月1日 期首残高	2,633,962	2,219,962	102,672	2,322,634	246,000	5,500,000	1,993,553	7,739,553
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	422,335	422,335
遡及処理後当期首 残高	2,633,962	2,219,962	102,672	2,322,634	246,000	5,500,000	2,415,889	8,161,889
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△131,331	△131,331
当期純利益	—	—	—	—	—	—	464,448	464,448
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価 差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	6,516	6,516
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	339,633	339,633
平成27年3月31日 期末残高	2,633,962	2,219,962	102,672	2,322,634	246,000	5,500,000	2,755,522	8,501,522

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日 期首残高	△327,548	12,368,603	477,044	△13,331	3,978,054	4,441,767	16,810,370	
会計方針の変更による累積的影響額	—	422,335	—	—	—	—	422,335	
遡及処理後当期首 残高	△327,548	12,790,938	477,044	△13,331	3,978,054	4,441,767	17,232,705	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	△131,331	—	—	—	—	△131,331	
当期純利益	—	464,448	—	—	—	—	464,448	
自己株式の取得	△30	△30	—	—	—	—	△30	
自己株式の処分	33,983	33,983	—	—	—	—	33,983	
土地再評価 差額金の取崩	—	6,516	—	—	—	—	6,516	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	453,084	△263,509	225,133	414,709	414,709	
事業年度中の変動額合計	33,953	373,586	453,084	△263,509	225,133	414,709	788,296	
平成27年3月31日 期末残高	△293,594	13,164,525	930,129	△276,840	4,203,188	4,856,476	18,021,002	

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

平田機工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋志	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笠間	智樹	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本	裕昭	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平田機工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平田機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

平田機工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋志	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笠間	智樹	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本	裕昭	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平田機工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等および有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

平田機工株式会社 監査役会

常勤監査役	小川 克真	Ⓔ
社外監査役	村田 邦夫	Ⓔ
社外監査役	山田 昭	Ⓔ
社外監査役	鳥巢 宣明	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しながら安定した配当を継続していくことを基本としつつ、一方で経営業績に応じた弾力的な配当を実施することも肝要であると考えており、業績、経営環境および財務状況等を総合的に勘案した上で決定していくことにしております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は157,609,215円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を本総会における株主の皆様の承認を条件として導入することを決定しました。当社は、本総会において株主の皆様の意思が法的に明確な形で反映されるように、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止については株主総会の決議によって定めることができるように、定款第17条第1項を新設するものであります。

更に、会社法第278条第3項本文においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項の決定ができるとされていますが、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権の無償割当てをおこなうに際しては、取締役会決議による他、株主の皆様の意思に基づいておこなうことが望ましいと考え、株主総会決議により新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する、または、株主総会で新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことも可能となるように、会社法第278条第3項ただし書きに基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、新設する定款第17条第2項にあわせて規定するものであります。

- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条（損害賠償責任の一部免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第28条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第17条 (株主総会の決議事項)</u> <u>当社は株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収に対する買収防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は当該買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。</u></p>
第17条～第27条 (条文省略)	第18条～第28条 (現行どおり)
<p>第28条 (損害賠償責任の一部免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>	<p>第29条 (損害賠償責任の一部免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>
第29条～第32条 (条文省略)	第30条～第33条 (現行どおり)

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（11名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひら た ゆういちろう 平 田 雄一郎 (昭和36年8月23日)	平成元年5月 当社入社 平成15年6月 同取締役 第一事業部長 平成16年2月 平田生産設備設計諮詢（上海）有限公司取締役会長 平成16年8月 HIRATA Corporation of America取締役会長 平成17年5月 タイハイコンピュータ株式会社（現株式会社トリニティ）取締役（現任） 平成17年6月 当社取締役副社長 事業推進担当 兼 第一事業部担当 平成18年6月 同取締役副社長 兼 執行役員 事業本部長 平成18年10月 平田機工自動化設備（上海）有限公司 取締役会長 平成19年4月 当社取締役副社長 兼 執行役員 海外事業本部長 兼 技術本部長 平成23年4月 同代表取締役社長 執行役員（現任） 平成26年8月 株式会社KOYA 代表取締役社長（現任）	583,000株
2	たちばな かつ よし 橋 勝 義 (昭和24年6月24日)	昭和43年3月 当社入社 平成7年7月 同熊本工場技術部長 兼 関東工場技術部長 平成13年6月 同取締役 第二事業部長 平成16年6月 同常務取締役 技術統括 兼 技術本部長 平成18年6月 同常務取締役 兼 執行役員 技術本部長 平成19年4月 同常務取締役 兼 執行役員 事業本部長 平成19年6月 同取締役専務 執行役員 事業本部長 平成23年4月 同取締役副社長 執行役員 事業本部長 平成24年4月 同代表取締役副社長 執行役員（現任）	11,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たなか とし はる 田中敏治 (昭和28年10月4日)	昭和52年4月 当社入社 平成14年4月 同関西事業部長 平成18年4月 同事業本部 自動車ビジネスユニット 関西事業部長 平成19年6月 同執行役員 事業本部 FPDビジネスユニット長代理 平成21年4月 同執行役員 事業本部 FPDビジネスユニット長 平成22年4月 同執行役員 事業本部長代理 平成22年6月 同取締役 執行役員 事業本部長代理 平成24年4月 同取締役 執行役員 事業本部長(現任)	7,800株
4	やす たか じゅんいちろう 安高純一郎 (昭和33年5月21日)	平成12年9月 株式会社ソフトバンク・イーシーホールディングス 執行役員 法務部長 平成15年1月 株式会社ソフトバンクBB(現ソフトバンクモバイル株式会社) 法務部長 平成15年6月 アクセンチュア株式会社 法務部シニアマネージャー 平成19年6月 当社入社 管理本部 法務室長 平成20年4月 同管理本部 法務部長 平成25年4月 同執行役員 管理本部長 平成25年6月 同取締役 執行役員 管理本部長(現任)	2,000株
5	ふじ わら いつ お 藤原五男 (昭和35年5月5日)	昭和55年11月 当社入社 平成14年4月 同第三事業部長代行 平成15年1月 同第三事業部長 平成17年6月 同執行役員 第三事業部長 平成18年4月 同執行役員 事業本部 FPDビジネスユニット長 平成21年4月 同執行役員 事業本部 副本部長 平成23年4月 同執行役員 事業本部 第一事業部長 平成24年4月 同執行役員 事業本部 装置事業部長 平成26年6月 同取締役 執行役員 事業本部 装置事業部長(現任)	7,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	ひらがやすひで 平賀靖英 (昭和40年1月16日)	平成14年10月 トッキ株式会社（現キヤノントッキ株式会社）入社 執行役員 技術統括部長 兼 R&Dセンター長 平成19年10月 当社入社 半導体ビジネスユニット長補佐 平成20年4月 同半導体ビジネスユニット長代理 平成20年6月 同執行役員 事業本部 半導体ビジネスユニット長 平成22年4月 同執行役員 事業本部 第一事業部長 平成23年1月 同執行役員 技術本部 開発担当 平成23年4月 同執行役員 技術本部 新商品開発担当 平成24年4月 同執行役員 新事業開発担当 兼 開発本部担当 平成26年6月 同取締役 執行役員 新事業開発担当 兼 開発本部担当 平成26年8月 株式会社KOYA 取締役 平成27年4月 当社取締役 執行役員CTO 研究開発本部長（現任）	1,600株
7	ほんごうひとき 本郷仁基 (昭和28年11月27日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年8月 HIRATA Corporation of America取締役社長 平成20年4月 当社事業本部 自動車ビジネスユニット 第一営業部 部長 平成21年4月 同事業本部 L&Mビジネスユニット長 代行 平成22年4月 同事業本部 関東事業部長 平成24年4月 同執行役員 事業本部 関東事業部長 平成26年4月 同執行役員 事業本部 営業部長 平成26年6月 同取締役 執行役員 事業本部 営業部長 平成27年4月 同取締役 執行役員 海外事業本部長（現任）	4,000株
8	くろだけんじ 黒田健治 (昭和30年4月21日)	昭和49年3月 当社入社 平成18年4月 同事業本部 営業統括部 業務室長 平成18年8月 同事業本部 営業統括部長 代行 平成19年4月 同事業本部 事業推進部長 平成21年12月 同購買部長 平成24年4月 同執行役員 調達本部長 平成25年4月 同執行役員 調達本部長 兼 品質管理担当 平成26年6月 同取締役 執行役員 調達本部長 兼 品質管理担当（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	いち はら ゆう いち 市原 雄一 (昭和30年9月10日)	昭和55年9月 当社入社 平成8年9月 HIRATA Corporation of Europe 取締役社長 平成20年4月 当社事業本部 自動車ビジネスユニット 第一営業部長 平成20年9月 同事業本部 自動車ビジネスユニット 技術部長 平成22年4月 同事業本部 第二事業部長 平成24年4月 同執行役員 事業本部 熊本事業部長 平成26年6月 同取締役 執行役員 事業本部 熊本事業部長 (現任)	2,100株
10	ささ べ ひろ ゆき 雀部 博之 (昭和15年11月20日)	昭和49年4月 東京農工大学 (現国立大学法人東京農工大学) 工学部 助教授 昭和57年4月 特殊法人理化学研究所 (現独立行政法人理化学研究所) 生体高分子物理研究室 主任研究員 平成3年10月 同国際フロンティア研究システム ナノ有機フォトニクス材料研究チーム チームリーダー 平成11年4月 千歳科学技術大学 光科学部 教授 平成14年4月 同学長 平成23年4月 同名誉教授 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雀部博之氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 雀部博之氏は、これまで会社の経営に関与された経験はありませんが、千歳科学技術大学の教授や学長を務められ、幅広い学術的知見に加え経営に対しても高い知見を有しており、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって1年となります。
4. 当社は、雀部博之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役村田邦夫、山田昭および小川克眞の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株数
1	※ もと だ なお くに 元 田 直 邦 (昭和33年7月20日)	昭和56年4月 株式会社肥後銀行入行 平成16年6月 同営業統括部 指導推進グループ指導役 平成20年4月 同新町支店長 平成22年6月 同営業統括部 副部長 兼 営業推進室長 平成23年4月 同玉名支店長 平成24年4月 同営業統括部長 平成24年6月 同取締役 執行役員（営業統括部長） 平成26年6月 宝興業株式会社 代表取締役（現任）	0株
2	むら た くに お 村 田 邦 夫 (昭和19年10月1日)	昭和42年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成7年6月 同取締役 公開引受部長 平成10年6月 同常務取締役 公開引受部 兼 審査部担当 平成12年4月 同常務執行役員 企業開発本部 副本部長 平成14年6月 新光インベストメント株式会社 専務取締役 平成16年6月 株式会社新光総合研究所 専務取締役 平成17年6月 当社監査役（現任）	0株
3	※ いま むら けん 今 村 憲 (昭和48年9月15日)	平成16年10月 第二東京弁護士会登録 今村嗣夫法律事務所入所 平成21年2月 三宅・山崎法律事務所入所 平成27年1月 同パートナー（現任）	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 元田直邦、村田邦夫および今村憲の各氏は、社外監査役候補者であります。なお当社は村田邦夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、今村憲氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 元田直邦氏は、経営に関する幅広い知見や経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 村田邦夫氏は、株式や経営に関する豊富な経験や見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の、社外監査役としての在任期間は本総会終結のときをもって10年となります。
6. 今村憲氏は、これまで会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務等を取扱う弁護士としての豊富な経験や見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、村田邦夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、元田直邦および今村憲の両氏が選任された場合、当社は両氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を本総会における株主の皆様の承認を条件に導入することを決議しました。本議案は買収防衛策導入の決定機関および新株予約権の無償割当てに関する第2号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、承認可決後の当社定款第17条の規定に基づいて、株主の皆様の承認をお願いするものであります。

なお、本対応策の目的、内容等の詳細につきましては以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、市場における当社株式の取引は自由におこなわれるべきものと考えております。当社株式に対する大規模な買付けがおこなわれる場合においても、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づいておこなわれるべきものと考えており、支配権の移動を伴う買付提案の判断についても、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社株式に対する大規模な買付けがおこなわれる場合においても、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、対象企業の経営陣と事前に十分な協議がおこなわれず対象企業の経営陣が買付提案の内容を検討するのに時間的猶予が与えられることなく、一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きも見られます。このような大規模な買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものや、対象企業の企業価値および株主共同の利益を損なうおそれのあるものも少なくありません。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者については、当社の事業の特性や企業価値の源泉を十分に理解した上で、中長期的な視点で当社の企業価値および株主の共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

当社としては、上記のような当社の企業価値および株主共同の利益に資さないおそれのある大規模な買付けをおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大規模な買付行為に対する体制を平時から整備しておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

① 事業の基盤となる経営理念

当社は、昭和26年の会社設立以来、「人を活かす」「技術革新に努める」「人間尊重を貫く」「創造的人生を拓く」「社会に貢献する」「顧客を優先する」という経営理念を掲げ、常に時代のニーズに応え、製品の品質や安全性を追求すると同時に、人を尊重する姿勢を貫いてまいりました。

常に新たな市場、新たな技術への挑戦を続けることで成長し、現在では自動車、半導体、家電をはじめとする世界中の様々な産業分野において、お客様のご要望に応じた各種生産システムの製造・販売をおこなっている世界でもユニークな企業です。

② 一貫生産体制とそれを支える豊富なりソース

当社は、開発・提案、機械設計、制御設計、部品加工、組み立て、試運転、生産立ち上げ、保守・サービスまでを当社グループ内で一貫して実現できる生産体制を構築し、「生産エンジニアリング」と「ものづくり力」という総合力を持ち合わせた企業としてお客様に評価していただいております。

自動車関連生産設備においては全長1,000メートルを超えるエンジン組立ラインやトランスミッションの組立設備等、半導体関連生産設備においては極めて清浄な環境に適合したウェーハ搬送用の装置等、家電関連その他の分野においては各種家電や電子機器等の組立・搬送設備等を基本的に受注生産の形で生産・販売しております。

当社では多様な産業分野からのご要望に応えるため、長大な自動車関連生産設備の組立て・試運転がおこなえる大規模な工場を備えるとともに半導体関連設備の生産に必要なクリーンルームを多数保有しており、またそれら設備の部

品を加工するための大型五面加工機、高性能マシニングセンター、レーザー加工機等、高精度設備も揃えております。

③ グローバルな対応力

当社は世界各地のお客様へ最適な生産システムをご提案するとともに、運用サポート・メンテナンス等に迅速かつ柔軟に対応するため、北米・ヨーロッパ・東南アジア・中国等に営業・生産拠点を置き、グローバルに事業を展開しております。各拠点はそれぞれが営業・生産機能を担う当社グループの一員として緊密に連携し、変化し続ける市場の要望にお応えしております。

④ C S R (Corporate Social Responsibility)

当社は、C S R方針を定め、活動に注力しております。コンプライアンスおよび適時・適切な情報開示等、公平・公正な事業活動に努めることで、お客様のみならず、調達先等のお取引先、従業員、株主・投資家、地域社会の方々等、全てのステークホルダーの皆様との間に強い信頼関係を築いております。当社はこの信頼関係の下に永続的な発展をし続ける企業であることが社会の公器としての義務であり、存在意義であると考えております。

(2) 中期経営計画

当社は上記(1)に述べた当社の企業価値の源泉を最大限に活用し、更なる企業価値向上に向けて取り組むべく、平成27年度から平成29年度を対象とする中期経営計画を策定いたしました。

概要は以下のとおりです。

One Hirata for Next stage ~Win the race across the globe ~

当該中期経営計画では、当社のグループ力を結集し、世界のトップ企業から、グローバルに競争力のある生産システム・インテグレータとしての評価を確立することを目指し、受注・生産体制を確立します。新たな市場、新たな事業領域に果敢に挑戦し、新たな利益を創出します。これを実現するために以下の2つの課題に取り組みます。

- ・グローバル化への取組み
- ・国内市場の新規開拓・新規事業への取組み

① 推進体制

海外事業本部・商品事業推進部・研究開発本部の新設

- ・グローバルな事業展開のため営業部門を再編し、海外子会社の事業支援を主な機能とする海外事業本部を新設する。
- ・機能ユニットの商品化による新事業領域拡大のため、商品事業推進部を新設する。
- ・研究開発本部を設置し、新領域へ挑戦し新しく柱になる事業を創造する。

② 課題への取組み

(a) グローバル化への取組み

- ・中国の営業拠点、生産体制の見直し
中国内陸部への工場地帯の移動に伴い、現在の体制を見直し、事業規模を拡大する。
- ・東南アジア地区での需要拡大への対応
 - ・東南アジア地域の市場拡大に応じて事業規模を拡大する。
 - ・インドネシアに開設した新子会社により営業を拡大する。
 - ・タイの子会社は、タイにおける製造拠点として生産を拡大する。
- ・北米での生産体制の確立
北米自動車市場への供給拡大のため、新工場の生産体制を強化する。

(b) 国内市場の新規開拓・新規事業の取組み

- ・ユニット商品の販売
豊富な生産設備における経験を活かして「電動ストッパー」等のユニットを商品化し、販売する。
- ・新事業領域の開拓
日本国内で成長が見込まれる新事業領域において商品開発をおこなう。
- ・関東、関西地域での営業活動強化
営業部門を再編し、主要顧客が立地する関東・関西での営業活動を強化する。

③ 基本的な原則

- ・ALL HIRATAで判断する。

- ・海外市場の拡大を受けて、グローバルな生産・販売体制を確立する。
- ・新市場、新商品、新事業を創出する。
- ・新たな業務改革による利益を創出する。
- ・既存顧客・既存市場におけるシェアを拡大する。
- ・固定費を抑制し、人員をグローバルに再配置する。

④ 数値目標

平成29年度の数値目標を以下のとおりとする。

- ・連結売上高500億円台を定着させる。
- ・営業利益率5%以上とする。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、世界市場をターゲットにした企業として、その社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した健全かつ効率的な経営活動を推進しており、これにより、コンプライアンス体制を充実させるとともに、事業競争力を継続的に強化して、企業価値の更なる向上を図っております。

また、企業は公共性、公益性、社会性を担った存在であるという立場から、当社を取り巻く全てのステークホルダーと円滑な関係を保っていくことが、長期的にも、株主利益の向上に繋がると考えております。

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役1名）で構成しております。

取締役会における取締役の職務執行状況については、社外監査役を含む全監査役で構成する監査役会により、その適正性を監査しております。

代表取締役社長の直轄部門として設置した内部監査部は、監査役との連携・協力も得て、事業部門、管理部門の監査を実施しております。

なお、コンプライアンス上の重要事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等に相談し、有用な助言を受けております。

さらに、当社は経営会議および執行役員制度を導入しております。

執行役員は15名選任（取締役兼務9名専任6名）しており、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

上記の各機関が連携して機能することにより、相互に牽制の働く内部統制環境を整備しており、平成17年9月に策定しました「コンプライアンス憲章」に沿った健全かつ効率的な企業活動をおこなっております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策の導入の目的

本対応策は、上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」に記載された基本方針に従って導入するものです。

当社取締役会は、当該基本方針に定めるとおり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないおそれのある大規模な買付けをおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そこで当社取締役会は、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付行為を抑止するとともに、こうした不適切な者によって当社株式に対して一方的に大規模な買付行為が強行された場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けをおこなう者と協議・交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上することを目的として、下記「2.本対応策の内容」に記載された内容の当社株式に対する大規模な買付けがおこなわれる際の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）が必要と判断し、本対応策を導入することといたしました。

なお、平成27年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりですが、現時点において、当社株式に対する大規模な買付行為に関する具体的な提案を受けておりません。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

① 本対応策の対象

本対応策は、以下の買付行為またはこれに類似する行為を対象とします。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいますが、当社取締役会が別途同意した大規模買付行為は本対応策の対象から除きます。

(a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵をおこなう者の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 本対応策に係る手続

① 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する場合、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、意向表明書には、上記の他、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および大規模買付行為の目的の概要も記載していただきます。

② 大規模買付者による本必要情報の提出

意向表明書を当社取締役会に対して提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、大規模買付行為に対する当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会が意向表明書を受領した日から10営業日以内に大規模買付者より提出していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大規模買付者に対して交付しますので、大規模買付者は、本必要情報リストに従って当社取締役会に対して十分な情報を書面にて提出していただきます。また、本必要情報リストに従い大規模買付者から提出された情報が当社取締役会の評価・検討のために不十分な場合には、本必要情報が揃うように大規模買付者に要請します。当社取締

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいいます（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した場合には、その旨の開示を適時適切におこなうとともに、本必要情報のうち当社株主の皆様が適切な判断をするために必要と認められる事項についても開示をおこないます。なお、本必要情報リストの具体的項目は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、原則として以下のとおりです。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者を含みます。)の詳細(名称、所在地、設立準拠法、沿革、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名および職歴等を含みます。)
 - (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性等を含みます。)
 - (c) 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
 - (d) 大規模買付者による当社株式等の過去の取得に関する情報
 - (e) 大規模買付行為に係る買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
 - (f) 大規模買付行為の完了後における当社グループの経営体制、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
 - (g) 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - (h) 当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
 - (i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- ③ 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付

けがおこなわれる場合には60日間、またはその他の買付けがおこなわれる場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大規模買付行為を開始できないものとします。なお、当社が株主意思確認総会を開催する場合には、下記「⑦株主意思確認総会の開催」をご参照ください。

当社取締役会は、取締役会評価期間中において、大規模買付者から提出された本必要情報に基づき、当社の企業価値および株主の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者が企図している大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との協議・交渉をおこなうものとします。当社取締役会がこれらをおこなうに当たっては、必要に応じて、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している第三者（財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、当社取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合には大規模買付行為に関して本必要情報に基づいて当社取締役会がとりまとめた評価、意見を大規模買付者に対して通知するとともに、適時適切に開示をおこないます。

④ 独立委員会の設置

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性および合理性を担保するための第三者機関として独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者等）の中から選任いたします。本対応策導入時の選任を予定している独立委員会の委員の氏名および略歴につきましては、別紙2に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者が当社取締役会に提出すべき本必要情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうか

否か、対抗措置の発動の是非等、当社取締役会から諮問を受けた本対応策における重要な事項について評価・検討をおこない、当社取締役会に対する勧告をおこないます。独立委員会は当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から当社取締役会からの諮問事項について評価・検討をする際には、当社の費用負担で当社の業務執行をおこなう経営陣および独立委員会から独立している第三者（財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）から助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非の決議をおこなうこととし、独立委員会からの勧告内容その他の意見およびその理由その他適切と判断される事項について適時適切に開示をおこないます。独立委員会規則の概要につきましては、別紙3をご参照ください。

⑤ 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉をおこなった結果、大規模買付行為が下記(3)「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」の「①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」および「②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合」に記載された要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、会社法その他の法令または当社定款によって認められる対抗措置を発動する旨の決議をおこなうことがあります。ただし、下記「⑦株主意思確認総会の開催」に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置発動の是非の決議をおこなうものとします。なお、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙4に記載のとおりです。

⑥ 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をおこなった場合においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回する等、対抗措置を発動する判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置を発動

することが適切でないとの判断に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止または停止をおこなうものとします。

⑦ 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置を発動するか否かについて当社の株主意思を確認することが適切である旨の勧告をおこなう場合には、対抗措置発動の是非に関する株主総会を速やかに開催するものとします。当該株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、大規模買付者は当該決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始できないものとします。なお、当該株主総会が対抗措置発動を否決する旨の決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合には、当該決定をおこなった事実、株主総会の結果について適時適切に開示をおこないます。

(3) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当該大規模行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、原則として、対抗措置を発動しません。当該大規模買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の評価、意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価、検討し、

大規模買付者との協議・交渉をおこなった結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合には、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるために、必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合に該当するものとします。

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の取得をおこなっている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- (b) 会社経営を一時的に支配して当該会社および当該会社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当該会社および当該会社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の取得をおこなっている場合
- (d) 会社経営を一時的に支配して当該会社および当該会社グループの事業に当面関係していない高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の取得をおこなっている場合
- (e) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けによる株式の買付けをおこなうことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある取得をおこなう場合
- (f) 大規模買付者による当社株式の買付条件が、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合

- (g) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく損なわれる場合

③ 情報開示

当社取締役会は、本対応策の運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本対応策の各手続の進捗状況（意向表明書・本必要情報が提出された事実および取締役会評価期間が開始および終了した事実を含みます。）、独立委員会による勧告の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と判断される事項について適時適切に開示をおこないます。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本対応策の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応策は導入時においては新株予約権の無償割当て等対抗措置の発動をおこなうものではありませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響はありません。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、例えば新株予約権の無償割当てをおこなう場合には、別途定める割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。新株予約権の行使または取得に関して差別的条件が付された新株予約権が無償にて割り当てられた場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値は希釈化することになりますが、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付、または当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、株主の皆様が保有する株式数は増加することになります。従って、当社株式全体の価値は希釈化せず、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利および経済的利益において損失を被るような事態は想定しておりません。

ただし、大規模買付者については、当社株式に係る法的権利および経済的利益に影響が生じる事態が想定されます。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をおこなった場合においても、上記2.(2)「⑥対抗措置の発動の中止」に記載のとおり、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において対抗措置の発動の中止または停止をおこなった場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値が希釈化することを前提に売買をおこなった株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、取得条項を付した新株予約権の無償割当てがおこなわれ、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとる場合、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります（この場合、株主の皆様には、大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）に属する者でないことを誓約する旨の書面をご提出いただくことがあります。）。

以上のほか、新株予約権の割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議がおこなわれた後、当社取締役会は、手続きの詳細に関して適時適切に開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(4) 本対応策の有効期間、廃止および変更

本議案が本総会において株主の皆様からの承認をいただいた場合、その有効期間は本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本対応策は当該決議に従ってその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中において、本対応策に関する法令、取引所規則等が変更され、本対応策の規定を修正または変更する必要が生

じ、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、合理的に必要と認められる範囲で本対応策を修正または変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および内容その他の事項について、適時適切に開示をおこないます。

IV. 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社は、以下の理由から本対応策は上記「I. 当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。

2. 企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであること

本対応策は、上記Ⅲ.1.「本対応策の導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対して大規模買付行為がおこなわれた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けをおこなう者と協議・交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上することを目的とするものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本対応策は、本総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件に導入するものです。

また、上記Ⅲ.2.(2)「⑦株主意思確認総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとしています。さらに、上記Ⅲ.3.「(4)本対応策の有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本対応策は当該決議に従ってその時点で廃止されることとなります。従いまして、本対応策は、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっています。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性および合理性を担保するための第三者機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任いたします。独立委員会は、対抗措置の発動の是非等、当社取締役会から諮問を受けた本対応策における重要な事項について評価・検討をおこない、当社取締役会に対する勧告をおこない、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について決議をおこなうこととしています。

このように、本対応策においては、独立委員会によって当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動をおこなうことのないよう厳しく監視することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するよう本対応策の運用がおこなわれる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記Ⅲ.2.「(3)大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会によ

る恣意的な判断による対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

大株主の状況（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 37,000,000株
2. 発行済株式総数 10,756,090株
3. 株主数 2,371名
4. 大株主（上位10名）

氏名または名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
平田機工社員持株会	815,210	7.58
平田 雄一郎	583,000	5.42
S M C株式会社	500,000	4.65
株式会社肥後銀行	456,000	4.24
平田 宏之	435,772	4.05
平田 満	361,429	3.36
平田 正治郎	326,300	3.03
平田 滋夫	286,844	2.67
平田 得好	283,462	2.64
日本梱包運輸倉庫株式会社	272,400	2.53

（注）上記の比率は、小数点第三位を四捨五入しております。

以 上

独立委員会の委員の氏名および略歴

本対応策導入時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

雀部 博之（ささべ ひろゆき）

昭和49年4月 東京農工大学（現国立大学法人東京農工大学）工学部助教授

昭和57年4月 特殊法人理化学研究所（現独立行政法人理化学研究所）生体高分子物理研究室主任研究員

平成3年10月 同国際フロンティア研究システムナノ有機フォトニクス材料研究チーム チームリーダー

平成11年4月 千歳科学技術大学 光科学部教授

平成14年4月 同学長

平成23年4月 同名誉教授（現任）

平成26年6月 当社社外取締役（現任）

鳥巢 宣明（とりす のりあき）

昭和45年5月 富士通株式会社入社

昭和54年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社

昭和58年3月 公認会計士登録

昭和60年8月 Touche Ross & Co.ニューヨーク事務所出向

平成2年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員

平成8年7月 同代表社員

平成12年11月 Deloitte Touche Tohmatsu Limited シドニー事務所出向（平成15年5月まで）

平成24年1月 鳥巢公認会計士事務所開設（現任）

平成24年6月 当社社外監査役（現任）

岡田 康彦（おかだ やすひこ）

昭和41年4月 大蔵省（現財務省）入省

昭和46年7月 八戸税務署長

昭和56年7月 熊本県企画開発部長

昭和58年6月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）総務部主計課長

昭和61年6月 大蔵省（現財務省）主計局主計官（防衛予算担当）

昭和63年6月 大蔵省（現財務省）主計局法規課長

平成3年6月 横浜税関長

平成5年7月 大蔵省（現財務省）大臣官房金融検査部長

平成6年7月 東京国税局長

平成7年5月 証券取引等監視委員会事務局長

平成8年7月 環境庁（現環境省）長官官房長

平成10年1月 環境庁（現環境省）企画調整局長

平成11年7月 環境事務次官

平成13年2月 住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）副総裁

平成15年6月 社団法人全国労働金庫協会理事長

労働金庫連合会理事長

平成24年1月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所（現任）

1. 雀部博之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役、鳥巢宣明氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 上記3氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者(実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者等)の中から、当社取締役会が選任し、就任する。
3. 独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会より諮問される以下の各号に記載される事項について、当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 大規模買付者が当社取締役会に提出すべき本必要情報の範囲の決定
 - (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か
 - (3) 大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうか否か
 - (4) 対抗措置の発動の是非
 - (5) 対抗措置の発動の中止の是非
 - (6) 対抗措置発動に係る議案に関する株主意思確認総会の開催の要否
 - (7) 本対応策の規定の修正または変更
 - (8) その他本対応策において当社取締役会が判断すべき事項について、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

6. 独立委員会は、当社の費用負担で、当社の業務執行をおこなう経営陣および独立委員会から独立している第三者（財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。
7. 独立委員会は当社代表取締役および各独立委員により招集される。
8. 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなうことができる。

以 上

新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下「本割当て決議」という。）で定める割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株または本割当て決議において別途定める数とする。

3. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、割当日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の保有する当社株式を除く。）を減じた株式数を上限とし、本割当て決議において取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、金1円以上で本割当て決議において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含む。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、本割当て決議において当社取締役会が定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

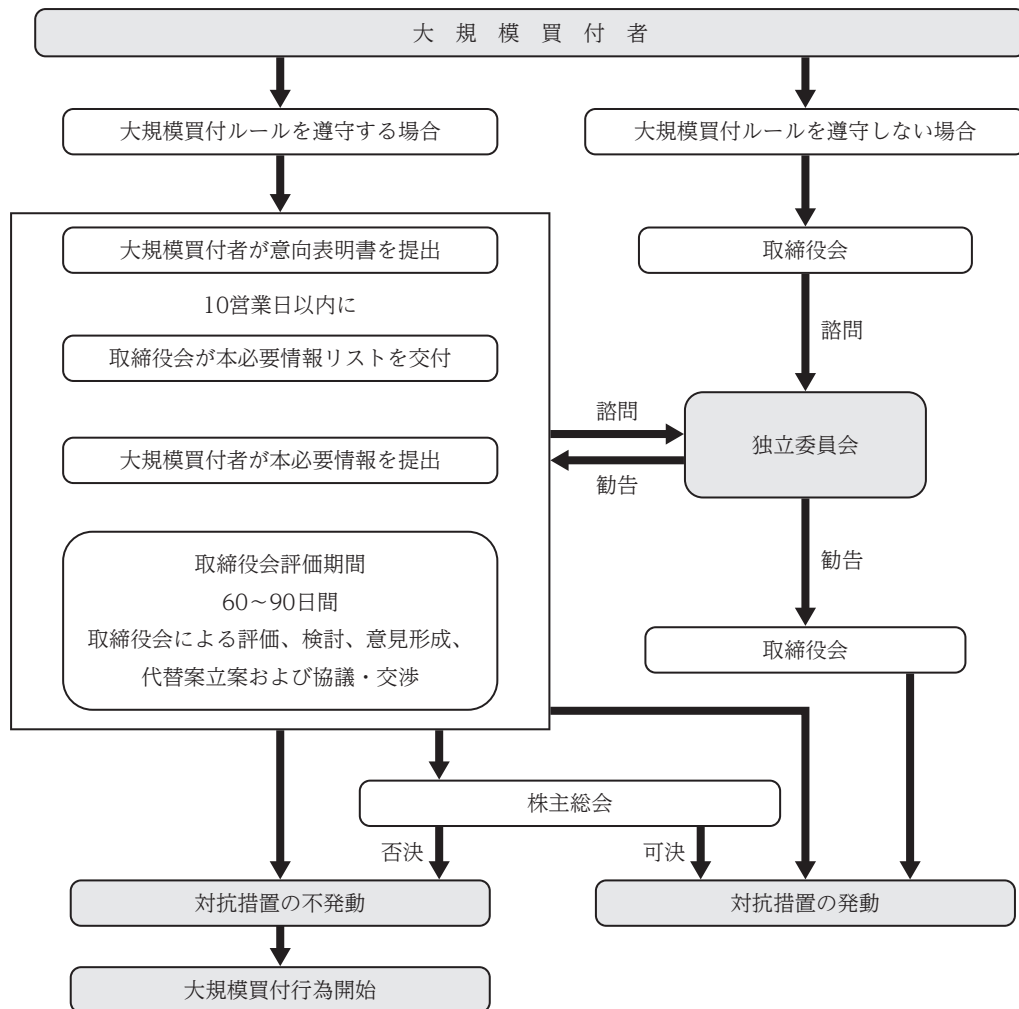
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

本対応策の概要



※ 上記フローチャートは本対応策の概要を示したものです。詳細については本文をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：熊本県熊本市中央区水道町14-1
メルパルク熊本 3階 根子岳の間
TEL 096-355-6311



- 交通 ●熊本空港から空港リムジンバスで約40分 通町筋下車
●J R 鹿児島本線熊本駅から市電で約15分 健軍方面行 水道町下車